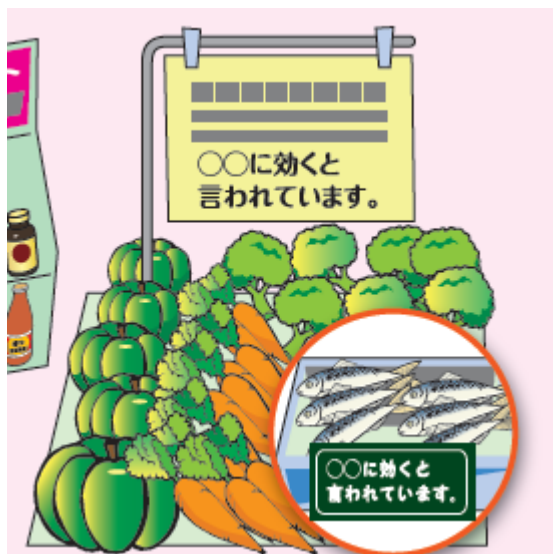


スーパーマーケットの経営者様 & 青果ご担当者様へ！
貴店の売場は“大丈夫”ですか？
店頭で...POPに野菜・果物の機能性
などを書き放題！それはデマ？

右図(抜粋):東京都福祉保健局
「食品の虚偽誇大広告等の禁止」より



NG想定例1

ビタミンCが豊富に
含まれる枝豆を食べて、
夏の暑さに負けない
体作りを！

↓ 解説(何故NGの可能性が...?)

食品表示法、および健康増進法において、「豊富」「たっぷり」といった...栄養成分が「高い旨の表示の基準値」が定義されています。ビタミンCにおいては、基準値:100g中30ミリグラム。食品成分表における枝豆のビタミンC含有量は15ミリグラムであり、基準を満たしていません。
※貴店(貴社)が独自に成分の根拠を示すデータなどをお持ちの場合は別のようです。

NG想定例2

「アンチエイジング」

「カルシウムの吸収を高める」

↓ 解説(何故NGの可能性が...?)

「アンチエイジング」は使いがちなキーワードですが、健康食品の広告で使うことはNGであると行政は言っています。
また...「吸収を高める」という表現は、“作用”になってしまいますので、使用は避けた方が良くとされています。

もっと知りたい方は...

“お客様により届く仕組み”作りをお手伝いする...

LLP(有限責任事業組合)

アットフードネットワークサービス

<http://www.food.ne.jp>(<http://www.food.ne.jp/moralMarketing.html>)

最後になりましたが、
貴社、益々のご繁栄をお祈りしております。

food.ne.jp

検索